

令和4年第4回南幌町議会定例会

一般質問（質問者4名）

（令和4年12月13日）

①「男性用トイレにサンタリーボックスの設置を」

佐藤議員

今日は2問町長に質問させていただきます。男性用トイレにサンタリーボックスの設置を。国内では高齢の男性に多い膀胱がん・前立腺がんの手術後や、加齢により排尿のコントロールが難しくなり尿漏れパッドを使わざるを得ない人が一定数います。日本排尿機能学会の調査（2002年）によると、夜間頻尿は4,500万人、昼間頻尿は3,300万人、尿漏れは1,000万人いると報告されています。しかし、男性トイレの個室には汚物入れ（サンタリーボックス）が設置されているケースが少なく、その処理に困って無理やりトイレに流して詰まらせたり、水分をたっぷり含んだパッドをやむを得ず持ち帰る男性も少なくないとのこと。尿漏れパッドを使用していることで外出も長時間を避けることや、常にトイレに行く意識が働くなど、誰にも言えずご苦労されている方も多いと思います。そこで町長に2点伺います。

- 1、本町の公共施設内での男性用サンタリーボックスの設置状況は。
- 2、町民の中にも大変苦慮されている方もいることから、まずは公共施設から設置をすべきと考えますが伺います。

大崎町長

男性用トイレにサンタリーボックスの設置をの御質問にお答えします。

1点目の御質問については、役場、あいくる、生涯学習センター等7施設の多目的トイレにはサンタリーボックスを設置していますが、男性用個室トイレには設置していません。

2点目の御質問については、全国的に男性特有の疾病である前立腺がん罹患者の増加や高齢化の進展に伴い、男性用個室トイレにサンタリーボックスを設置する動きが広がっており、本町においても、病気や加齢等により、尿漏れパッドが生活に欠かせない方が、安心して外出できるよう、各公共施設への設置について順次進めるとともに、利用者に周知してまいります。

佐藤議員（再質問）

設置していただけるということで、大変安心いたしました。やはりこのような問題は、なかなか声を上げることが難しいとされていたようですけれども、最近ですね、いろんな自治体でこのサンタリーボックスを導入してから、感謝の声が多く届いているとお聞きしております。先ほども話しましたけれども、前立腺などの疾病が原因で、後遺症での失禁ということでしたけれども、全国の前立腺がんの発症率が、2004年では2万3,000件、2006年では4万2,000件、2020年には7万8,000件と急増して、今後も高齢化に伴い増えていく可能性は高いと言われております。

そして、そのサンタリーボックスをめぐる問題としましては、一般の利用者がサンタリーボックスをただのごみ箱だと間違えてしまうということがあるそうです。このサンタリーボックスは決して容量が多いわけではないために、一般のごみも一緒に廃棄されてしまうという、そういう事例があるそうです。そこで、サンタリーボックスの設置理由をただし書やポスターなどで示し、目立つ場所に表示してあげるといいと思います。ただのごみ箱として利用してしまう方の中には、サンタリーボックスを知らないという方も少なくありません。特に男性トイレでのサンタリーボックスに関しては、まだまだ普及はしておりませんし、存在そのものを知らないという方がいても不思議ではないと思います。例えば、その病気やそのほかの理由で、尿漏れパッドやおむつを必要としている方に設置していますとか、やはりその設置理由が分かりやすいように表示してあげれば、どういう人がどのように利用するのか、誰でも理解できるようになると思うんですね。それで、男性トイレのまづ分かりやすい表示と、それと男性トイレの入口に分かりやすく、ここのトイレにはサンタリーボックスがありますよと、そういう表示をすることも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長

ただいまの佐藤議員の再質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、サンタリーボックス設置についての表示の件でございますけれども、男性用トイレの個室に設置してあること並びにその設置の理由等々について、入口の表示も含めまして、先進的な事例を検討し、そういったような表示をするように努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

② 「地域高規格道路の開通に伴う防災対策と周辺整備について」

佐藤議員

次に移ります。地域高規格道路の開通に伴う防災対策と周辺整備について。本町を通る地域高規格道路は道央圏の連絡道路として、令和6年度中に完成と公表されています。開通により人や物の流れが大きく変わり、本町への車の交通量の増加も予想されます。特に温泉周辺では近年、度重なる豪雪での車の立ち往生や交通障害も懸念されることから、今後、地域高規格道路開通にあわせ、大規模災害や暴風雪などの自然災害に向けた防災対策を進めることが必要と考えます。

そこで、南幌温泉及びその周辺の整備を模索し、災害時における避難所としての機能を併せ持った施設として、補助金等を柔軟に活用して整備すべきと考えますが町長の考えを伺います。

大崎町長

地域高規格道路の開通に伴う防災対策と周辺整備についてのご質問にお答えします。温泉周辺は浸水想定区域となっていることから、南幌温泉を大規模災害時における避難所とすることはできません。ただし、温泉駐車場を暴風雪時等における、車両の自主的な避難又は待機場所として利用することは可能と考えることから、温泉周辺の整備にあたり、有効的な活用を検討してまいります。

また、整備に係る財源については、補助金・交付金など有利な財源の確保に努めてまいります。

佐藤議員（再質問）

再質問させていただきます。ただいま町長のほうから御答弁いただきましたけれども、近年南幌で起きた自然大災害では、2018年に大変な暴風がありまして、翌日には、胆振東部地震の影響で町内でも数日間停電が続きました。また、2008年には、長沼周辺の国道274号線で起きた冬の暴風雪で、140台の車が渋滞や通行止めになって、全国的なニュースにもなりました。当時の千歳道路事務所では、危険を回避するために、駐車スペースが広く24時間トイレのある、マオイの丘公園を避難場所として使えないかを要請しました。当時は100人ぐらいの利用者がいて、特に女性の避難者はトイレの使用が1番心配されたそうです。このようなことを考えると、南幌でも同じようなことがないとは限らないと思います。

そこで本町には道の駅はありませんけれども、南幌温泉とその周辺を防災拠点として考えてはどうかと思います。先ほど有効的な活用を検討していただけたというお話でしたけれども、それらを踏まえて3点ほど再質問させていただきます。

1点目は、温泉の駐車場は、災害時には避難する車を受け入れるスペースが確保できると思います。災害時には、その避難場として活用できる駐車場とともに、24時間稼働のトイレ整備も必要になると考えますがいかがでしょうか。

2点目として、災害時には電源を確保することが必要です。南幌温泉に発電機などの設置があれば、災害があっても安心して入浴の提供をできるのではないのでしょうか。

それと、最後に3点目なのですが、現在、キャンプ場を温泉周辺にと考えているとお聞きしております。最近では国の補助金などを利用して、防災キャンプ場が各地にできております。これは、普段はレジャー施設ですけれども、災害時には災害避難場所として使用できるものです。災害になると、車の中での避難が多くなります。それによって、エコノミー症候群が以前は問題になりました。キャンプ場のテントでの避難は、家族にとってもペットがいる方にとっても、安心して過ごすことができると思うんですね。それで、せっかくキャンプ場の計画をされておりますので、災害時にも適用できるキャンプ施設の考えを伺います。3点伺います。

大崎町長（再答弁）

佐藤議員の再質問にお答えいたします。南幌温泉周辺での、近年での車の立ち往生や交通障害の状況でございますけれども、今年2月に記録的な大雪に見舞われまして、札幌市内では、またその近郊で、道路障害が長い間続きました。幸いにして本町ではそういうような状況はございませんでしたけれども、国道337号で一部通行止めの措置がとられたところでございます。

24時間トイレ、温泉の駐車場の活用等のお話でございますけれども、南幌温泉を避難場として、災害避難場とすることにつきましては、先ほど申し上げたとおり、周辺が浸水想定区域浸水層3メートルから5メートルの地域でございます。したがって、そういう活用は見込めません。

南幌温泉は、今全体的な施設の老朽化対策ということで、本年度、大規模改修に向けた実施設計を行っているところでございます。あわせて、集客促進と付加価値の向上を図るために、温泉周辺の整備を検討しているところでございます。その周辺整備にあわせまして、現駐車場を暴風雪時等における車両の自主的避難、一時待機場所としての有効活用は利用可能ではないかなと考えております。ただし、そのような場合、好天時でございますけれども、基本的には車両の運転を見合わせるこ

とが大事でございます。また、吹雪の場合は、除雪車の出動も困難でございますし、二次災害への注意が一番必要でございます。そういうことには十分留意をしなければならぬかなと思っております。現在温泉の大規模改修にあわせて、周辺整備の検討をしておりますけれども、現在検討チームでいろいろ主旨協議をしております、周辺整備につきましてはこれからその検討を加える予定でございます。それで、周辺整備の方向性としてしましては、以前全員協議会でもお話をしましたけれども、きららパーク内にキャンプサイトを整備して、その付帯施設として、トイレと炊事場の設置を想定してございます。しかしながら、キャンプ場を通年利用するとした場合、冬季間の除雪、管理運営、また集客見込みなどを考えた場合、冬季間の運営については難しいのではないかなと。したがって、トイレや炊事場の冬季間の開設についても、難しいのではないかなと思います。

あと、南幌温泉の非常時の活用でございますけれども、南幌温泉につきましては当初より避難所ということ想定しておりませんので、非常用の電源設備は設置してございません。また、エコノミー症候群というお話もいただきましたけれども、車中泊が長引くとか、そういうような場合の対応でございますけれども、体を動かしたりですとか、水分補給をするですとか、また、運動ですとか、足元を高くするというようなことが効果的といわれております。現在このエコノミー症候群を解消するための施設の整備、またはそういう施設の有効活用、ここまでの発展的な考えは持っておりません。

佐藤議員（再々質問）

ただいま、町長のお考えをお聞かせいただきました。いろいろな形で制約もありますでしょうし、大変な部分もありますけれども、ぜひとも先ほど私が言ったことも、今後頭の片隅にというか、取り入れて進めていただきたいと思います。

さて、南幌町なんですけれども、南幌町の地域防災計画にあります避難体制整備計画の中で、町は、道や関係機関と連携し、避難場所、避難施設、備蓄等防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用に配慮すると記されているんですけれども、災害時には企業との連携で、地域の防災を協力して、防災協定を結んでいるところが最近増えてまいりました。本町でも、佐川急便や他の企業との防災協定も結んでおります。私は、南幌温泉や周辺にあるみどり会の野菜直売所において、通常に販売している食品などを災害時には非常食として提供していただくとか、先ほどの発電機のお話もありますけれども、協定を組むことによって発電機の設置も可能になるのではないかなと考えております。南幌温泉や、野菜直売所などの災害協定が必要と私は考えているんですけれども、その件についてお伺いいたします。

大崎町長（再々答弁）

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。まず温泉周辺の現状の施設、例えば、みどり会での食品を非常時に活用させていただくというようなお話でございますけれども、これはやはり相手あってのことでございますので、また、規模も大きい事業をしているわけでないですので、なかなかそこまでは町のほうからの要望は難しいかなというように考えますけれども、情報交換はしてまいりたいなと思っております。

また、発電機の協定でございますけれども、南幌工業団地に来ていただいた企業さんと、発電機を災害時に貸し出していただけるということで協定を交わしております。南幌温泉の発電機の設置でございますけれども、これは指定管理です、ね、経営方法につきましては協定をしているところでございます。南幌温泉につきましては、宿泊者、当然利用者が優先となっております。それで、そういう災害時の温泉の利用については、大きな災害があると想定される場合については、事前に営業を一時休止するだとか、そのような措置をとりながら、宿泊者に対する安全確保を図っているものと思っております。そういうようなことから、現在南幌温泉では非常用発電の設置については、町としては考えてございませんけれども、またこれから指定管理先であるアンビックスともいろいろ情報交換をしながら、検討はしてまいりたいというふうに考えております。

① 「行政区・町内会の存続について」

内田議員

行政区・町内会の存続についてを町長に伺います。現在、本町では、子育て世代を対象とした各種支援施策の効果により移住者が増え、平成11年より減少が続いていた人口が23年ぶりに増加しました。みどり野きた住まいのヴィレッジのある美園地区は、すでに販売区画がほぼ完売の状況にあり、現在、町内会の設立に向けて、町と美園地区の住民で話し合いが持たれていると聞いています。一方で、既存の行政区は、高齢化が進み、健康上の理由から班長を務めることが困難になるなど、場合によっては入院や施設への入所で行政区を脱退するような事案も増えてきており、特に、14区や15区などにおいて会員の減少は顕著であり、このままでは地域コミュニティーの崩壊も想定され、行政区の統合や再編も検討しなければ、存続も危惧されるどころです。

行政区・町内会では、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、生活様式や個人の価値観の多様化など社会状況の変化により、加入率も低下してきていることから、将来に向けて、行政区を維持していくために、その意義や重要性を行政区・町内会、地域住民、事業者、役場がともに認識して共有するとともに、その活動を将来にわたって、町全体で支えていくために行政区の統廃合等も含め協議の場を設け話し合う必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

大崎町長

行政区・町内会の存続についての御質問にお答えします。現在、本町には19の行政区・町内会があり、各地域における環境美化や見守り活動など、地域住民と行政のパイプ役として、協働のまちづくりの推進に協力をいただいているところです。

行政区等の加入率の低下や役員の高齢化、後継者や担い手不足については、本町においても重要な課題であると認識していることから、各行政区・町内会で抱える運営上の課題や問題点を把握し、区長会等において情報共有とその課題解決に向けた協議を行ってまいります。あわせて、町民に対して行政区・町内会の意義や重要性、現状についてお知らせしてまいります。

また、行政区の統廃合については、地域からの要望が出た場合は、町として協議調整などの対応をしてまいります。

内田議員（再質問）

再質問させていただきます。町長は、前町長の町政を引き継ぎ、コンパクトシティへと舵取る自治体もある中で、先日、テレビでも放送がありましたが、人口増へと転じております。大変ありがたいことだなど、皆さんとても喜んでいらっしゃるんですけども、反面、今質問しましたように、新しい行政区・町内会、そして既存の行政区・町内会の問題があり、御協議いただけるという答弁ですが、町長はこのようなことも含めて、どのようなことをベースに今後のまちづくりをお考えか伺います。

2点目、今年は行政報告懇談会が行われませんでした。コロナ禍ということは分かりますけれども、昨年十数年ぶりに開催され、参加された方から、住民と行政が話し合う場が少ないので、引き続き懇談会を望む声に、町長は皆様と膝を突き合わせ懇談する機会をつくるよう心がけますと答えていらっしゃいます。このように報告懇談会があれば、こういった問題も出たのではないかというふうに思われるんですけども、区長会も代表ですから大事なんですが、一人ひとりのお考えを聞くために、今後行政懇談会について、どのようにお考えか伺います。

3点目、平成30年に札幌市では、町内会の意義や重要性について改めて市民の皆さんとその思いを共有するため、町内会に関する条例について検討を行うこととし、町内会に関する条例検討委員会を設置。結果は、平成30年5月、（仮称）札幌市町内会に関する条例素案が報告されました。その後、令和2年4月より、2年半かけて町内会の存続についての支援などを協議し、今年の10月に、札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例が、定例市議会で可決し、令和5年4月1日から施行されます。南幌町としても、同じ悩みを抱えております。将来にわたり皆で一体となって支えることで、明るく暮らしやすいまちづくりを未来に継承していくために、少しハードルを上げて、検討委員会や条例制定のお考えについて町長に伺います。

大崎町長（再答弁）

内田議員の再質問にお答えいたします。まず町内会の現状、町内の状況でございますけれども、町内会の正式な加入率の把握はなかなかできないんですけども、広報の配布でみなした場合でございますけれども、全町的には85%、14区は85%、15区は97%というような把握をしてございます。近隣道内の状況でございますけれども、由仁・長沼・栗山の三町におきましては、把握できていないということでございました。市関係では、江別市で66%、北広島市で71%、恵庭市

で55%、千歳市で59%、札幌市で70%ということで、人口の大きい規模の市ほど、加入率が減少の傾向にあるのかなというように考えております。

また、議員言われたとおり、札幌市では本年10月条例を制定して、来年度より施行するというので私も押さえてございます。本町におきましては、特に農村地域では、会員の減少による役員の高齢化、担い手不足が進んでいると考えております。また、市街地においても、価値観の多様化、世帯構成の変化、共同住宅の増加など、地域コミュニティ自体が変化しているのではないかなと、これは全国的なことではないかなと思っております。そうした中、町としてはまず行政区・町内会と情報共有を図ることを行いたいということで、その上で、町民に対して行政区・町内会の意義や役割、重要性などについて啓発を行いたいというように考えてございます。

また、行政懇談会の件でございますけれども、昨年度、10月から11月にかけて、町の現状や課題、そして第6期総合計画後期計画が近づいておりましたので、また、新型コロナウイルスの感染症対策などをテーマに、行政懇談会を開催しました。本年はちょっと開催いたしませんでしたけれども、現在、本町では人口増加中であること、また、準工業用地の造成や南幌温泉の大規模改修などが控えているということで転換期を迎えているということで、来年度は実施をしたいというように考えてございます。開催時期や方法などにつきましては、行政区長、町内会長と相談してまいりたいというように考えてございます。

それで最後に札幌市の条例が制定されたわけですが、本町ではということでも質問をいただきましたけれども、まずは、町内会と情報共有を図ることと、その上で町内会の意義や役割、重要性について町民にお知らせをするということで、まずはできることから行ってまいりたいというように考えてございます。

内田議員（再々質問）

町内会というのは、法的には任意組織にすぎないので、自治会の加入を求めることについて条例制定は懸念されると。それでちょっと調べたところ、ない所に住んでいる方のメリットとしては、煩わしさが少ないということ。デメリットとしては、外灯がないとか雑草がすごいとか、防災・防犯対策、高齢者の見守りなどがなく、そしてごみ問題ですね。私たち総務では11月24日から25日、四国徳島、上勝町のごみゼロ・ウェイト対策ということで視察させていただきました。もう一つは高知県日高村ですけど、村まるごとデジタル化事業ということで、どちらも民間企業と事業を進めています。南幌町もはれっぱの建設により、今後のこの事業、民間企業との縁といいますか、期待感があります。そして、今町長がおっしゃられた

準工業団地の新たな誘致や、それゆえに、今、てこ入れする必要があるのではないか。従来の行政区など、新しいまた、行政区・町内会などを皆で支えあって、町を次に伝えましょうという、そういうことが私は今の町長に期待するところです。先ほどのようなまちづくりをお考えですかと質問しましたがけれども、お答えがちょっとあったような、ないような感じなんですけれど、とにかく皆で、町民皆さんが必要なんですということで、まちづくりを進めていただきたいと思いますけれども、そういったことで、また条例とか検討委員会を設立することで、職員も育つのではないかと思うんですね。やはり調べるし、皆グループで話し合うと思うんですけれども、前にも、職員からグループごとに提案されたものがありましたね。それが今、活用されているものもあります。また今後期待されるものもあります。やっぱり町長には職員も育て、町民をも頼りにしながら、今後のまちづくり、そしてこの条例制定に向けて、条例があったから解決するわけではありませんけれど、その段階で同じ方向を見るということで、まとまる可能性もあると私は思うんですけど、再度町長の考えを伺います。

大崎町長（再々答弁）

先ほど申し上げましたとおり、現段階において条例制定は考えておりません。しかし、地域コミュニティの役割、これは大変重要なものということで認識しております。いずれにいたしましても、町として向き合うべき課題であると認識しております。地域と連携の上、住民自治の向上並びに協働のまちづくりに向けて、地域コミュニティが維持されますよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、行政懇談会以外でも、様々な媒体を活用しまして町民からの声をお聞きし、また、お届けするという事に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

① 「学校給食の無償化について」

熊木議員

町長に2問の質問を行います。まず1番目、学校給食の無償化について。本町の学校給食は、米どころの町であることや、本町でつくられている食材を知ってもらうこと、地産地消や子育て支援を進めていくこと、給食費の保護者負担の軽減を図ることを目的として、主食分の費用（米、麦、パンの費用）を全額町が負担しています。令和4年度の給食費は、小学生1食あたり単価231円で月額3,850円、中学生は1食あたり単価273円で月額4,550円となっています。学校給食費の保護者負担については、近年の物価高騰などにより負担の軽減策を実施する自治体が増加し、小中学校ともに給食費完全無償化を実施している自治体は、全国では256、道内では38の自治体で取り組まれています。少しでも保護者負担を減らそうと、半額補助や第3子から無償など一部無償の自治体が多数あります。芦別市は、物価高騰対策として年度内の小中学校の給食費を無償化すると10月に発表しており、新型コロナウイルス感染症による保護者の負担軽減策として期間限定で無償化を実施する自治体も多数あります。給食無償化を実施している、ある自治体の首長は「町の自慢はおいしい給食だ」と答え、子育て支援が充実すると若い世代が増えて町が活性化し、自治体の規模に関わらず、総予算の1%未満で給食費の無償化はできると話しています。

本町の子育て支援策として、高校生までの子ども医療費無料化が本年4月から実施され大変喜ばれていますが、給食については主食分の負担にとどまらず段階的に無償化に向けていくことが望ましいと考えます。また、これまで以上に本町産の安全・安心な食材を用いた学校給食を提供することは、健康な子どもを育てる、食に関心を持ってもらう教育の一環として重要なことと考えます。今後の学校給食のあり方について町長の考えを伺います。

大崎町長

学校給食の無償化についての御質問にお答えします。私からは給食費の無償化についてをお答えし、学校給食のあり方については教育長から答弁をさせていただきます。

給食費の無償化についての御質問ですが、給食費は、食材に係る経費のみを保護者の負担としており、平成23年度からは米や麺などの主食分の費用を町が負担し、各家庭の負担軽減を図っています。新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻など様々な社会情勢の変化により、小麦や油を中心に食材が急騰し、給食運

営は厳しい状況にはありますが、給食の質を落とさず献立を見直すことにより、影響を最小限に抑えています。子育て支援策としては、子育て支援米の配布や、本年度より医療費助成を18歳までに拡大するなどの各種取組を行っていることから、現段階では給食費の無償化の考えはありません。

小笠原教育長

次に、学校給食のあり方についての御質問ですが、学校給食は、成長期にある子どもたちが栄養バランスのとれた適切な食事を先生や友達と楽しく一緒に食べながら、心と体の健康の増進を図るものです。南幌町食育推進計画の基本理念である「農業がもつ食のすばらしさを伝える」を踏まえ、基幹産業が農業である町として、地元の農産物を積極的に取り入れることにより、生産者や食材への感謝の気持ちを育み、安全・安心な美味しい給食を通じて望ましい食習慣を身につけることが大事であると考えます。

熊木議員（再質問）

再質問を行います。今の答弁で、給食の無償化をする考えはないということでしたけれども、2023年5月オープンの子ども室内遊戯施設、その案内リーフレットには、育てる喜び、育む幸せ。というキャッチフレーズ、子育て支援がいっぱい、子ども医療費0円。高校生の通学費助成最大月1万円、学校給食の米・麺・パン代全額補助、子育て支援米年間10キロと宣伝しています。どれもすばらしいと思います。近年、子育て世帯を中心に移住者が増加していることは大変喜ばしいですし、先日もテレビでも放映されました。私はそこに学校給食無償化を取り入れることで、さらなる子育て支援につながるのではないかと、そこで学校給食費完全無償化が加わることで、地元で子育てしている方々も応援するという意味からも、ぜひ取り組むべきではないかと考えます。本町の米・麦・パン・麺などの全額補助は、先ほども質問でも申したように大変評価できます。しかし、段階的に無償化に向けていく考えはないのかを改めて伺いたいと思います。

近隣いろんな所で、今回のコロナに関わって、それから子どもの教育の面からも、やはり教材費だとか教科書とかいろいろで、給食費も無償化にすべきだという運動はかなり前から広がっています。そこで、先ほど紹介した全国でも多くの自治体に取り組んでいますし、それはどんどん広がっている状況にあります。近隣の新十津川町、例えばですけれども、新十津川町では、第三子以降の保育料、給食費の無償化を平成28年度から実施しています。隣の栗山町でも、コロナ感染症や物価高騰による経済への影響を考慮し、今年度の給食費の軽減策を実施するなど、取り組み

は本当に広がっています。子どもにとってかけがえのない大切な学校給食であることから、保護者の負担軽減を図るため、給食無償化は、本当にこれからどんどん広がっていくと思いますし、そこはやっぱり町長の私案というか考えとして、今後その方向に向かっていくというふうに、方向を出す必要があるのではないかなと思うんですけども、その考えを伺いたいと思います。

質問の中で最初に述べましたけれども、京都府で学校事務職員だった岡崎利夫さんという方が、退職後、給食費を無償化した全国の自治体を訪問し、取材を今現在も続けています。その方の書かれた書物を読みますと、どこの自治体も財政は決して豊かではないけれど、どの子どもも学び、成長していくために、給食費の無償化は重要であると、訪問し懇談した首長さんが語ってくれたそうです。質問で紹介したある自治体の首長さんは、総予算の1%未満で無償化はできると語っています。本町では、年間の給食費総額はいくらになりますか。総予算の何%になるのか、また、段階的に、例えば小学生だけ無償化にしたらいくらになるかという、そういう試算をすべきではないかなと思いますので、もし試算ができているのであれば伺いたいと思います。

大崎町長（再答弁）

熊木議員の再質問にお答えいたします。まず本町の学校給食の状況でございますけれども、令和2年度に給食費が改定されているところでございます。食事にかかる町の負担は、議員言われたとおり、平成23年度から実施をしているものでございます。町の1食当たりの主食分の負担額でございますけれども、平成23年の実施当初でございますけれども、小学生12円、中学生13円でございますけれども、現在は小学生で36円、中学生で46円ということで、当時からみると3倍になってございます。一方、1食当たりの保護者の負担額でございますけれども、現在小学生231円、中学生273円でございますけれども、平成23年度の実施当初と比較しまして、小学生ではマイナス11円、中学生ではマイナス14円で、10年前より保護者の負担額は減少しているという状況でございます。

また、近隣の給食費の無償化の状況でございますけれども、管内24市町のうち、現在6市町で実施していると聞いてございます。町は浦臼、北竜、妹背牛、上砂川の4町、市につきましては歌志内、美唄の2市ということで聞いてございます。

また、物価高騰によります給食費の影響緩和ということで、また保護者の負担軽減対策ということで、地方創生臨時交付金を活用してそれを充てているという自治体もあることは承知してございます。本町の場合でございますけれども、教育委員会とも協議をいたしましたけれども、給食の質を落とさず、献立の見直しを行うこ

とによりまして、影響を最小限に抑え、現行予算で執行することができるというところから、地方創生臨時交付金の活用はしてございません。

それで、給食費の無償化の考えでございますけれども、本町では子育て支援として、この給食の主食米の負担に加えまして、子育て支援米、そして子どもの医療費助成、高校生の通学費の助成などを行っております。加えて、本年度から医療費の助成を18歳までに拡大したということもあり、現段階での無償化の考えはありません。なお、学校給食費の予算状況でございますけれども、小・中学生あわせて、給食費につきましては2,170万円でございます。全体の予算と比較をしますと0.3%という状況でございます。

熊木議員（再々質問）

重ねて考えはないということを言われましたので、最後に答弁された、小・中学校で2,170万円で給食無償化ができるということで、0.3%ということでした。いろいろ子育て支援について先ほど紹介したこの4つのことをやられていて、すごくそれは大きなことだとは私も思います。しかし、いつまでも米・麦・パン、そこだけではなくて、やっぱり無償化に向けていくということが、やっぱり世の流れというか、そういうところを考えると検討すべきではないかなと重ねて申し上げます。それで、先ほど0.3%というところで、私は何度も段階的に取り組むべきではないかということを申し上げているのですけれども、今からでもやはり検討して、来年度予算に反映するとか、ぜひともそういうことを考えてほしいと思います。そこでもし答弁があれば伺います。

それから、食の安全、食のことについて質問します。本町では、以前私は教育長に質問して、学校給食に地元産の野菜を取り入れてほしいということを質問しました。その中で改善が図られて、地場産の農産物が給食に取り入れられている現状です。今、さらにそれが進化してというか、そういう形で何品目ぐらい取り入れられて、それはどのくらいの割合なのかということがもし分かれば教えていただきたいと思います。なかなか農家の方が、生産者が入れるのに、手続きとかいろいろ大変だということで、難しいということもあるかと思うんですけれども、やっぱり地元の子供たちが安心・安全な野菜で育っていく、それで、生産者の顔が見えるということは、成長する上でもすごく大事な事だと思います。先日の開拓130年の記念講演の中でも、森崎さんが食べることは生きることということで、農業のことをすごく熱く語ってくれて、あれは本当にいい企画だったなと思っています。農業が基幹産業の町南幌町ということで、全く違う、札幌とか農業に関係ないような所から今移住が進んでいる中で、農業の持つ町の豊かさと、それを共有していくとい

うことも大事なことだと思うので、それこそ教育の中で深めるべきだと思います。

先日、有機農業に取り組んでいるという所で全国フォーラムが開かれて、会議が開かれたということが新聞で紹介されていました。その中で、千葉県のいすみ市という所が、完全に無農薬の米・野菜を取り入れて、そこの市長さんはそのフォーラムの中で、やっぱり健康な子どもを育てるということに、教育のところで貢献していく、それを広げていくということが大事なことだとおっしゃっています。本町の場合、なかなかその有機でつくっているという農家さんは少ないかと思うんですけども、そういう農家さんを応援するという意味からも、有機野菜を取り入れる、それからその地場産の野菜を100%取り入れるということで、今後の取り組みを進めてほしいなと思うんですけども、色々例えばにんじんが数量があわないとか、細かいところでは、全部そういう1食の給食に全部入れられないとか、いろんな困難はあると思うんですよ。そういう取り組みを、JAとか町も一緒に協力しあって入れていくということで、南幌町で育った子ども、それから引っ越して来られた方もすごく安心して、さらに南幌が脚光を浴びると思うんですよ。だからそういうことの取り組みを教育長にちょっと伺いたいと思います。

また、先ほどから子育て支援米のことを言われていて、先日のテレビのニュースの中でも、子育て支援米年間10キロということでは言われています。この子育て支援米は、通常よりも農薬使用量を削減し、安心・安全な南幌産米を中学校卒業まで1人10キロ支給していますということです。各家庭で大変喜ばれているんですけども、なかなか支給率が100%に達しません。その要因は何と考えているのか、私はずっとこの子育て支援米も町の施策としてやってきているんですけども、学校給食の無償化を段階的に実施するという中で、そういう方向を出しながら、子育て支援米は小学校入学前まで、10キロを小さな子どもが小学生や中学生と同じ量を食べるとは思わないので、その量を減らしながら、前向きに無償化に取り組むということが必要ではないかなと思います。その辺のことも、今後どのように考えているのかを含めて伺いたいと思います。

大崎町長（再々答弁）

熊木議員の再々質問にお答えいたします。学校給食費の無償化のことではございますけれども、道内では、本町と同じ給食センター方式をとっている所が157か所ございます。その中で、本町の給食費は21番目に低く、管内では14センターがありますけれども、その中では2番目に低い状況でございます。学校給食につきましては、子どもたちの成長過程における栄養摂取、偏食のない献立や健康管理などの役割を果たしております。各市町それぞれ状況や経過があると思っておりますけれども、

本町におきましては現在でき得る子育て支援を行っております。そのようなことから、給食費の段階的な無償化についても、現段階では考えておりません。

また、子育て支援米につきましては、なかなか当初から100%という状況にはなりません。農家の方々がご遠慮しているというようなケースもあろうかと思えます。子どもさんの成長にあわせての量の配分ということは、言われることは分かるんですけども、やはりこう、差し上げた時に与える印象ですとか、また、これによるインパクトですとか、そういうことを考えれば、現状のままやらせていただくのがいいのかなというように考えてございます。

小笠原教育長（再々答弁）

私のほうからも熊木議員の再々質問についてお答えいたします。まず、町内産野菜の使用率でございますけれども、平成27年当時は21%の使用率でございましたけれども、令和3年度におきましては23%にまで上昇しております。また、使用する野菜の種類については、現在10種類の野菜を使用しております。

次に、健康な子どもを育てる、食に関心を持ってもらうことということでございますけれども、子どもたちが生涯にわたり健康で過ごすためには、食に対する知識と健康的な食生活を行うことが必要だと思えます。そのためにはまず、日々食べている食事について関心を高めることがまず第一歩かなと思っております。いただきますですとか、あるいはごちそうさまなど、命をいただくことや、生産者への感謝など、食に対する感謝の気持ち、また、食を通じて健康を保つこと、季節や命を感じる豊かな感性を得ることが大切になると考えます。現在、南幌小学校のほうで、給食の指導の年間計画を立てておりますけれども、その中でいくつかを御紹介させていただきますと、例えば8月には野菜を食べようという指導をしております。この中身については、野菜の名前や働き方、野菜の栄養について、そして野菜不足による身体の影響についても、それぞれ子どもたちに指導しております。また、10月には地場産物を知ろうということで、南幌で採れる農産物について、農作物の流通について、また、食と環境についてをそれぞれ指導しております。さらに翌11月には、感謝して食べようということで、食事の挨拶について、生産者の思いについて、食事を通じて相手を思いやることについて指導しております。さらに1月には、給食について知ろうということで、給食に携わる人々についてですとか、給食の献立について、食に関わる歴史についてをそれぞれ指導しております。こういったことをしながら、引き続き学校給食を食育のひとつとして学校と連携しながら食の大切さを子どもたちに伝えてまいりたいと思えます。

② 「職員の定年延長に関わる庁舎内の改革について」

熊木議員

2問目に移ります。職員の定年延長に関わる庁舎内の改革について、町長に伺います。令和3年6月の地方公務員法の改正により、令和5年度から地方公務員の定年年齢の段階的な引き上げや、管理職として勤務する上限年齢を定める役職定年制度が導入されるため、法改正の内容について説明がありました。少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、複雑・高度化する行政課題への的確な対応の観点から、定年年齢の引き上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識、技術、経験を継承するものとしています。住民の生活を支える自治体の業務は多岐にわたっています。これまで長年にわたり地方公務員として、町の発展に寄与し多くの部門で力を尽くしてこられた職員が町民の生活場面で存分に力を発揮できるよう庁舎内の職場体制を変える必要があるのではないのでしょうか。

現在の庁舎内で、どのような部署に職員の増員が必要なのか、さらには、町民の生活に寄り添う新たな部署の新設が必要ではないのでしょうか。町の人口が増加し賑わいが生まれている中、住民の要望にすぐ応えるきめ細やかな対応のできる体制づくりや、高齢化率が上昇している現状を見据え、福祉や介護、高齢者事業団の活動など、住民に寄り添える職員が多数いてこそ町民が安心して暮らしていける町になるのではないのでしょうか。定年年齢が引き上げられることにより、生きがいを持って町民の要望に沿える働く場所として今後どのように考え、庁舎内の機構を構築していくのか伺います。

大崎町長

職員の定年延長に関わる庁舎内の改革についての御質問にお答えします。職員の定年延長については、地方公務員法の改正により、令和5年度から定年年齢を現行の60歳から段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳にするものです。また、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、60歳に達した管理職には、「役職定年制度」が導入されますが、引き続き一般職としての身分を有することとなります。定年年齢引き上げに伴い、対象となる職員については、次の世代に知識・技術・経験を継承できるよう、現在の体制の中で適切に配置してまいりますので、定年延長に伴う新たな部署の設置や職場体制の変更などの考えはありません。

熊木議員（再質問）

再質問を行います。ただいまの答弁の中で、最後に現在の体制の中で適切に配置しているということで、新たな部署や職場体制の変更などの考えはありませんということでしたけれども、伺います。今定例会に、議案第67号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定が提案されています。先日の全員協議会の中でも説明を受けて、私も質問しましたけれども、新たな部署をつくらないという、その時もそういうお答えでした。しかし、町民の生活に寄り添うというところで、庁舎内でどのように受け止めて議論されているのかというところが、定かではありません。やはり民間企業ではもっと早くから定年延長されていて、年齢も引き上がっています。そういう中で、ようやく公務員も定年延長の制度ができたということで、それを職場の中で新旧入り混じるといえるのか、そういう形で先ほどの答弁の中でも一緒にいえるのか、その新陳代謝を確保してということやっていかれるということなんですけれども、今、特別見直しをしないということなんですけれども、私が思うには、やはり今、喜ばしいことで先ほどの質問にもありますように、人口が増えています。それで新しく来られた方が、担当課がいろいろ対応するんでしょうけれども、その対応しきれない部分はないのか。それから、高齢化に伴っていろいろごみ出しの問題とか、先ほどの質問にもありましたが、そういうことだとか、役場の職員とともに地域をつくっていくという意味では、もう少しこう、今どういう現状なのかということ进行分析しながら、こういう所に人を配置したらもっとスムーズにいくんじゃないかとか、そういうことが議論されているのかもしれないんですけれども、なかなかそれは伝わってきません。ですから、そこをもっと議論されて、今後これから60歳から65歳になるまで、2年ごとに引き上げられていくんですけれども、その方々の、今まで本当に地方公務員として長くいろんな部署で働いてこられて、それぞれに知識をすごく持っていると思います。それを活用するという言い方はおかしいんですけれども、やはり町民のために精いっぱいいろんな知恵を出してもらって、つくり上げるということになるのが1番ベストだと思います。ですから、新たな部署をつくるということはまた、いろいろ何課が増えるとかっていうことでは大変かもしれないんですけれども、今ある課の中で、本当にどこにもっと補充したらいいのかというあたりを、もっともってその各課からも出し合ってもらって検討することがすごく大事ではないかなと思うんですけれども、そこについて、その考えを伺いたいと思います。今どういうような話し合いを今後に向けてしていくのかということも含めてです。

以前テレビとかでも、地方公務員にバッシングとかもすごく起きた時期がありま

した。それからスーパー公務員とかがテレビで活躍して、いろいろこう、すぐやる課とか、なんでもやる課とか、いろいろ設置して、庁舎というか、自治体がすごく活性化しているというようなこともニュースで取り上げられたことがあって、私も本を読んだことがあります。でも今はそういう形ではなくて、今の形に移っていると思うんですけれども、どこの自治体も、やはり地方交付税が、今回はちょっとコロナの関係で減額にはなっていませんけれども、やはりうちの町も、地方交付税に依拠しているというか、そういう中でのやりくりが、やっぱり原課もいろいろ庁舎の中でも大変だと思うんですよね。そういう中で予算を折衝したりしながら、少しでも町民が豊かに暮らしていけるようにということを、それぞれの各課が出し合っでやっているのが現状だと思います。そのことは、それが町民に伝わっていくということではすごくいいことですし、だからそれをもっと広めるという意味で、せつかくの定年延長が制度としてできるんですから、その取り組みをする必要があると思うので、再度お尋ねします。

小林副町長（再答弁）

熊木議員の再質問にお答えします。まず定年延長の制度の考え方でございます。基本的に先ほど町長からもお話がありましたように、定年延長制度につきましては、従来の60歳で定年になる職員を再度職員として雇用するというのではなくて、定年年齢を60歳から65歳までに変更するというところでございます。そういうことでまずご理解をいただきたいというふうに考えてございます。それで、定年年齢を60歳から65歳へと変更するものというところでございますけれども、今までと同じように職員として勤務させるということが前提でございます。そういう制度でございまして、ただし、職場の新陳代謝を図るということで、60歳に達する管理監督職員につきましては、非管理職員、一般職ということで、役職定年制が設けられるというところでございます。また、役職定年制度につきましては、定年の引き上げによって職員が公務に従事する期間が長くなる中で、若手中堅職員の昇給・昇進機会に影響を及ぼすということで、そのようなことで若手中堅職員の昇給機会を確保するというところで、あわせて組織全体としての活力を維持するということの制度でございまして、この部分をまずご説明させていただきたいと思っております。

職員の配置の関係でございまして、定年延長となった職員の今まで培ってきた経験を生かして、住民に寄り添い要望にすぐ応える新たな取り組みということのご質問かと思っておりますけれども、まず基本的に現体制においても、職員は町民に寄り添い、町民の要望に応えるべく、職務に取り組んでいるものというふうに我々は考えているところでございます。町としては、そのような職員を育てるべく、研修、職場内

での協議等を日々行っているところでございますので、そのようなことで町民サービスに努めているということでございます。また、60歳を迎える職員が特別ということでは考えておりません。確かに勤務年数からいいますと、40年近く勤務しているというような経験がございますが、しかし60歳前の職員につきましても、50代であればそれぞれ30年以上の経験を持っているということでございますし、若手中堅職員におきましても、現在第一線で住民対応しているということで、経験を有しているということでございます。そのようなことから、60歳を迎えます職員につきましても、現体制の中で、全体の人事の中で適材適所に配置することによりまして、役場全体で住民に寄り添い、住民の要望に応えることができるものというふうに考えているところでございますので、先ほど町長から答弁ございましたように、定年延長に伴いまして組織等の変更をするということは考えておりません。あくまでも60歳を超える職員につきましても、それぞれ各部署、現在の部署の中で配置をしてまいりたいということでございます。あわせまして、定年でございますが、2年に1度退職者が出る、段階的になるんでございますけれども、ここ10年間、令和14年までで調整をしていくこととなりますけれども、その段階で10名程度の職員ということになりますので、そのような職員の数の中で、現庁舎内の中で調整をして配置して、その経験を生かした中で、下の職員にそのような経験を伝えながら、町民サービスに努めていきたいというふうに考えているところでございます。あと、役場の庁舎全体の協議等につきましても、日々情報等を各課のほうから仕入れておりますし、そのようなことで対応させていただいております。予算のほうにつきましても、交付税ということで減っている中でなかなか厳しい財政状況でございますが、そちらのほうも各課と協議しながら進めさせていただいておりますので、そのようなことでご理解いただければと思います。

熊木議員（再々質問）

再々質問を行います。私は今、各課が住民に対して手厚くやっていないとか、そういうことを申し上げたつもりは全くないんです。十分やっておられても、やはり人口が増えていく中でのことだとか、高齢化率が上がっていく中でのことだとか、そういうところで今までやりきれなかったものというか、何かそういうのが出てきているんじゃないかなと思うんですよね。例えばですが、高齢者事業団をとってみると、高齢者事業団という中でいろいろこう仕事を受けてやっていて、それもお聞きすると、なかなかその高齢者事業団に応募してくる方が少なくなっているということもお聞きします。それから、高齢者事業団に仕事をお願いする方が、必ずしも大きな木だけを切っただけでほしいだとかそういうことではなくて、ちょっとかがんで何

かをできなくなったので、ほんのちょっとそここのところを手助けしてほしいとか、多岐にわたっていると思うんですよね。そういうところに、その担当課が目を向けられるというか、きめ細かく住民の要望に応じていくというところに、そういう人員配置というのがなされたらすごくいいんじゃないかなと思うんです。

それから、定年延長を今副町長のほうから詳しく説明いただいたんですけども、今いる現在の職員も、まだ若い職員でも、やはりいずれその定年になってくるといいう時に、自分の存在が、今までやってきた仕事、培ってきた仕事を役立てられる、それから職員同士でもいろいろ知恵とかそういうものも伝えながら、一緒にやっていけるというような職場環境というか、環境と言ったら語弊があるかもしれないんですけども、そういうような職場の環境を構築していくということがやっぱり大事ではないかなと思うんですよね。だからそういう意味で、今現在も調整したり、いろいろ検討されていると思うんですが、さらにやっぱり町民の要望を聞き取るような形のところを、各課が全部やっていくべきだと思っています。

それから1点伺いたいんですけども、定年延長にも伴いますけれども、新規採用というのは、これからも毎年行われていくのか、その辺も考えると、新規採用の方の教育とかそういうこともいろいろ担えていくんじゃないかなと思うので、その辺も含めてやっぱり幅広く検討していくことが必要だと思うので、もし答弁があればお願いします。

小林副町長（再々答弁）

熊木議員の再々質問にお答えいたします。まず日々の各課からの聞き取りにつきましては、現在も各課長等含めまして、私のほうで聞き取りをさせていただいております。これにつきましては、今熊木議員からもお言葉がありましたので、さらにその辺に配慮しながら、町のために役場庁舎が機能するようなことで聞き取りをしながら対応してまいりたいというふうに考えてまいります。

それと、定年延長に伴う新規採用の関係でございます。定年延長に伴いまして、定年年齢が引き上げ期間である令和14年までの期間でございますが、行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するためには、やはり一定の新規採用職員については必要だというふうに考えているところでございます。ただ、新規採用の考え方につきましては、従来までのように毎年の退職者を補充するというような考えではなくて、職員の年齢構成、さらには退職者数などの見通しを踏まえた中で、中長期的な観点の中から適正な定員管理のもとで採用計画に基づきまして、今後採用を行ってまいりたいというふうに考えております。なお、定員適正化計画につきましても、今後策定する予定でございますので、その段階で議会のほうにもお示しさせ

ていただければというふうに考えているところでございます。

① 「町立病院で人工透析治療を」

細川議員

町立病院で人工透析治療をについて、町長に質問いたします。現在、本町には、約30の方が人工透析治療の血液透析を必要とされています。

一人の血液透析にかかる時間は、1回4時間から5時間かかり、週に3回ペースが一般的で1年間で約160日、透析治療のために近隣の市や町の病院に自家用車や公共交通、無料送迎などにより通院されています。

血液透析をされる方は、継続して透析治療をしなければならず、通院が日々の生活で大きなウェイトを占めております。

町では、人工透析患者等通院交通費助成事業により交通費の一部を助成しておりますが、人工透析を必要とする方から町立病院に人工透析内科を希望する声があります。

本町のデマンド交通「あいるーと」を活用し、町立病院に通院することで町外への通院とは違い、時間に余裕を持つことができ、町立病院に人工透析内科ができることで医師への相談等により不安の解消が図られるとともに、台風や吹雪などの交通障害の心配も減り、万一、他の病気等で入院治療が必要になった場合も透析治療が可能となり、安心して治療を受けることができます。

地域医療を担う町立病院を目指すため、人工透析内科を設ける必要があると思いますが町長の考えを伺います。

大崎町長

町立病院で人工透析治療をの御質問にお答えします。町立病院では、令和2年度に地域ケア包括病棟への転換と病床数の削減を図り、町民が安心して暮らせるよう身近なかかりつけ医としての機能を基本に病院改革を進め、子どもから高齢者までの診察や訪問診療の充実に取り組んでいます。

御質問の人工透析内科の設置については、人工透析治療を行うには、医師や臨床工学技士など専門職の確保をはじめ、医療機器購入や既存施設の改修といった投資が伴います。当面は、現行の医療体制を維持しながら、経営基盤の安定を図ることで、町民が安心して受診できる地域医療の提供に取り組むたいと考えますので、現段階では人工透析内科を設置する考えはありません。将来的に、病床数の見直しが必要となった場合など、町立病院が次の転換期を迎えた際には、新たな取り組みとして、人工透析治療などについて調査検討を行ってまいります。

細川議員（再質問）

再質問いたします。ただいまの町長の答弁の中で、地域ケア包括病棟への転換や、病床数の削減を図り、町民が安心して暮らせるよう身近なかかりつけ医として、ということでお話がありましたけども、今取り組んでいただいている内容はとても町民からも喜ばれておりますし、経営も安定してきていて、本当に良いことと評価しております。本当にありがとうございます。

そこで、先ほどの人工透析治療の関係なんですけれども、今やっている形態を崩さなくても、一つこの診療をプラスしていただくという考えのもとに検討していただきたいと私は思っています。先ほどお話がありましたように、医師の確保や、医療機器や既存施設の改修といった投資が必要だということで、確かに高額な投資が必要かと思えます。その中で、私たちの町立病院のほうは国民健康保険病院になりますので、医療に必要な施設整備や機器の導入については、国の施設整備補助金を活用するなど、また、医療スタッフの確保も難しいと思えますけれども、医療スタッフの確保については、民間病院やクリニックとドクター提携をして対応するなどの方法も検討する余地があるのではないかと思います。患者さんにとっては、やはり町外へ通院されるということは、台風、吹雪など、そういった問題がとても心配だと思います。また、万が一重大災害が発生しても、停電になったとしても町立病院には自家発電設備があり、透析治療が可能なこともあり、ぜひ町立病院で診療を行っていただきたいと思えます。以上のことから、この透析治療について試算等を行ってできるという可能性があるのであれば、ぜひ実施していただきたいと思うのですが、その検討、試算について、早期に実施していただけるかどうか質問いたします。

大崎町長（再答弁）

細川議員の再質問にお答えいたします。まず、町内の状況でございますけれども、現在の人工透析患者は33名で、近年横ばいでございます。年代的には30代から50代が9名、60代が多くて13名、70代から90代が11名というような状況でございます。かかっていらっしゃる医療機関の所在地でございますけれども、江別、北広島、恵庭、札幌、岩見沢市が中心となっております。なお、仕事をされている方は、職場から通院しやすい医療機関を利用されている傾向でございます。

透析内科の設置についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり専門医、臨床工学技士などの専門スタッフの配置と、医療機器設備の導入が必要でござ

ございます。地域医療連携ということも言われましたけれども、なかなか状況的にはすぐそういうような状況にはならないのかなと。また、医療機器の導入につきましては、導入だけをみれば国庫補助もありますから、また、その元利については町が補填するなどという措置をとった場合、医療機器導入だけをみれば、町の負担は3分の1、病院の負担3分の1程度で済むのかなというような、そういう試算は行ってございます。設置によります採算性については、具体的な検討は行ってございませんけれども、2年前に病院改革を進めて、まだ途上でございます。現在入院患者は40名前後で推移しておりますけれども、外来及び診療件数は伸びている状況でございます。しかし、経営の安定化、町からの基準外繰出しにつきましては、令和3年度は改善されましたけれども、まだ目標値には届いてございません。病院長とも確認をいたしましたけれども、まずは本町におけます地域包括ケアシステムの中心的役割を果たすこと、そして、経営の安定化を図ることが大事であるというように考えてございます。また、現在のコロナ禍において、公的病院としての医療体制の機能維持が求められております。現在そういう意味でも、大きな負荷がかかってございます。従いまして、現段階においては人工透析の設置は考えておりません。

細川議員（再々質問）

答弁ありがとうございます。確かに今の状況では厳しいということは推察できるわけなんですけれども、町立病院の病院理念には、全ての患者のためにということで、安心・安全な医療を行い、地域の住民の皆様の生命と健康を守ることに全力を尽くし、より信頼される病院づくりを目指しますとあり、また、基本方針には、地域の医療機関、町の保健福祉機関との連携、急性期・慢性期、救急医療はもとより、予防医療、さらに在宅医療の充実を図り、小児から老人まで、皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指します、とあります。そして、町長の目指している、誰もが安心して暮らせる安心づくりの一つに、ぜひ町立病院の関係で、人口透析治療ということも御検討いただきたく、切にお願いしまして、私の一般質問を終わります。